（流域下水道計画調整官）

第六十二条の六　下水道部に、流域下水道計画調整官一人を置く。

2　流域下水道計画調整官は、流域管理官のつかさどる職務のうち流域別下水道整備総合計画に係るもの、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち下水道に係るもの及び雨水出水浸水想定区域に係るものを助ける。

（住宅金融室及び民間事業支援調整室並びに企画官及び住宅企画調整官）

第七十四条　総務課に、住宅金融室及び民間事業支援調整室並びに企画官及び住宅企画調整官それぞれ一人を置く。

（削る）

2～7　（略）

（建築環境推進官）

第七十九条の二　（略）

2　建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　（略）

二　都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。

三　（略）

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　（略）

2　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送の安全の確保に関する基準についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（車両基準・国際課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～6　（略）

7　危機管理官は、道路運送に関する危機管理に関する事務（車両基準・国際課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　事故防止対策推進官は、道路運送に関する事故の防止に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（車両基準・国際課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9～13　（略）

（先進技術推進室並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官）

第八十八条　技術・環境政策課に、先進技術推進室並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。

2　先進技術推進室は、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課並びに自動運転戦略官及び自動車脱炭素化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

（削る）

（流域下水道計画調整官）

第六十二条の六　下水道部に、流域下水道計画調整官一人を置く。

2　流域下水道計画調整官は、流域管理官のつかさどる職務のうち流域別下水道整備総合計画に係るもの、特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事務のうち下水道に係るもの及び雨水出水浸水想定区域に係るものを助ける。

（国際室、住宅金融室及び民間事業支援調整室並びに企画官及び住宅企画調整官）

第七十四条　総務課に、国際室、住宅金融室及び民間事業支援調整室並びに企画官及び住宅企画調整官それぞれ一人を置く。

2　国際室は、住宅局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　国際室に、室長を置く。

4～9　（略）

（建築環境推進官）

第七十九条の二　（略）

2　建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　（略）

二　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。

三　（略）

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　（略）

2　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送の安全の確保に関する基準についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（安全・環境基準課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～6　（略）

7　危機管理官は、道路運送に関する危機管理に関する事務（安全・環境基準課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　事故防止対策推進官は、道路運送に関する事故の防止に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全・環境基準課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9～13　（略）

（先進技術推進室及び国際業務室並びに自動運転戦略官）

第八十八条　技術・環境政策課に、先進技術推進室及び国際業務室並びに自動運転戦略官一人を置く。

2　先進技術推進室は、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課及び自動運転戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　国際業務室は、自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち技術に関すること（安全・環境基準課及び自動運転戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。